

## 第4章

# 第16回党大会の司法政策 法治国家建設への歩み

### はじめに

第16回党大会の司法政策は、1997年の第15回党大会で示された路線を基本的に踏襲し、大きな変化を見せていない。中国の特色ある社会主義を建設するにあたって堅持すべき経験から得た十力条の原則の中で、「民主を発展させ、法制を健全化し、法に依って国を治め（「依法治国」）社会主義法治国家を建設し、人民の主人公となる権利の行使を保障す」べきことが記されているが、これは前回とほぼ同様である。前進が認められるのは、今回の大会で確立された「小康社会の全面的建設」の目標の一つとして、経済的な指標ではなく、「社会主義民主の完成、社会主義法制の完備、法に依って国を治める基本方略の全面的実行、人民の政治・経済および文化的權益の尊重と保障」が掲げられたことである<sup>1</sup>。また、今大会は前回僅か一文しか言及されなかった司法改革についての記述を拡充し、「政治建設および政治体制改革」の見出しの下に独立した項目を設けた。しかし、一方では物質文明と精神文明のくだりで、「法に依って国を治めることと徳をもって国を治める（「以德治国」）ことを相結合する」方針を打ち出しており、法学界からはこのように「法治」と「徳治」を並置するのは法治国家建設の後退であるとして批判の声が上

---

<sup>1</sup> 「社会主義民主政治必将歩入一個新天地 部分政法界十六大代表暢談民主法制」『法制日報』2002年11月11日。

がっている。以下では、まず第16回党大会で提出された「法治」と「徳治」の結合という新たな国家統治の考えと司法改革の推進について紹介し、次に司法改革の最重要課題である裁判官改革の動きについて概説する。

## 第1節 「法治」と「徳治」

### 1. 「依法治国」の提案

「依法治国」の考え方は、1997年の第15回党大会において江澤民より提出され、経済体制改革の深化と社会主義の近代化のためには、「政治体制改革を継続して、社会主義法制を健全化し、法に依って国を治め、社会主義法治国家を建設する」ことが必要だと宣言された<sup>2</sup>。ここでいう「依法治国」とは、広範な人民大衆が党の指導の下で、憲法と法律の規定に従って国家事務や経済文化事業などを管理し、すべての国家活動が法に基づいて実行されることを保証して、社会主義民主の制度化・法律化を実現し、これらの制度および法律が指導者の見方や関心によって恣意的に改変されないようにすることであると規定されている。また、「依法治国」は共産党が人民を指導して国家を管理する際の基本方略であり、社会主義市場経済発展の客観的なニーズであるとされた。第15回党大会の報告を受けて実施された1999年に憲法改正においてもこの考えは採用され、「法に依って国を治め、社会主義法治国家を建設する」基本方略は、憲法規定に昇格することになった（憲法第5条）。

第16回党大会の報告では、堅持すべき経験から得た十力条の原則の一つに挙げられると同時に、「政治建設および政治体制改革」の見出しにおいて次のように規定された。すなわち、「四つの基本原則（社会主義の道、プロレタリア独裁、共産党の指導、マルクス・レーニン主義と毛沢東思想）を堅持することを前提に、引き続き積極的かつ着実に政治体制改革を推進し、社会主義民主を拡大し、社会主義法制を健全化し、社会主義法治国家を建設し、民主的に団結し・生き生きと活発で・安定かつ調和した政治的局面を強固にし、発展させなければならない」。

---

<sup>2</sup> 江澤民「高舉鄧小平理論偉大旗幟，把建設有中国特色社会主義事業全面推向二十一世紀」（中国共産党第15期全国代表大会報告、1997年9月12日）。

また、「社会主義民主政治を発展させる上で、最も根本的なことは党の指導を堅持すること、人民が主人公になることおよび法に依って国を治めることが有機的に統一されることである。党の指導は人民が主人公となり、法に依って国を治めるための根本的保証であり、人民が主人公となることは社会主義民主政治の本質的要求であり、法に依って国を治めることは党が人民を指導して国家を管理するための基本方略である」とされた。

## 2. 「依法治国」と「以德治国」の結合

「以德治国」の伏線は、すでに1996年の共産党第14期中央委員会第6回全体会議の中に見られる。同決議は、「社会主義道徳建設は人民に奉仕することを中心に、集団主義を原則として、祖国を愛し・人民を愛し・労働を愛し・科学を愛し・社会主義を愛することを基本的要求に、社会公德・職業道徳・家庭美德教育を展開し、社会全体に団結互助・平等友愛・共同前進の人間関係を形成しなければならない」と謳い、その一部は99年の憲法改正に盛り込まれた。

ところで、江澤民は2000年の初め頃から「以德治国」を提唱するようになり、中国の特色ある社会主義建設は、相応する社会主義法体系を確立すること以外に、社会において相応する社会主義の思想・道徳体系を形成しなければならないことを強調した。同年6月の中央思想政治工作会议では、「法律と道徳は上部構造の構成部分として、共に社会秩序を維持し・人民の思想と行動を規範化する重要な手段であり、両者は相互に連携し・相互に補完しあっている。法治はその権威的・強制的手段をもって社会構成員の行動を規範化し、徳治はその感化力と忠告力で社会構成員の思想の認識と道徳の自覚を高める。道徳規範と法律規範は相互に結合し、統一して役割が発揮されなければならない」と指摘した。さらに、2001年1月の全国宣伝部長会議では、「我々は中国の特色ある社会主義建設において、社会主義市場経済の発展過程において、社会主義法制建設をたゆまず堅持し、法に依って国を治め、同時にまた社会主義道徳建設の強化をたゆまず堅持し、徳をもって国を治めなければならない。一国家の管理から言えば、法治と徳治は、従来から補いあって成り立ち、相互促進的である。両者の一つも欠くことはできず、また片方を疎かにしてはならない」「我々は法制建設と道徳建設を緊密に結合するよう始終注意し、法に依って国を治めることと徳をもって国を治めることを緊密に結びつけなければならない」とする国家統治の方略を新たに提出した。

この考え方が賛否両論あるなか、第16回党大会報告では堅持すべき経験から得た十力条の原則の一つに挙げられたのである。「文化建設および文化体制改革」の項においても確実に思想・道徳建設を強化するという方針の下、「法に依って国を治めることと徳をもって国を治めることは相互に補いあって成り立っている。社会主義市場経済に適応し、社会主義の法規範と調和し、中華民族の伝統的美徳を受け継ぐ社会主義の思想・道徳体系を築かなければならない」と規定された。

### 3. 「以徳治国」に対する賛否

法学界は基本的に「以徳治国」の考え方に反対している。第15回党大会で法治国家の建設を国家の方針に掲げたばかりで、法に基づく行政の定着に努力しているさなかに、徳治を法治と同格に語るのは大幅な後退であるとしている。「徳」の基準は何か、それをどのように決めるのか、またそれをもってどのように国を治めるのかということを考えれば、結局は指導者の言うところの「徳」に従うという従来の「人治」に戻る可能性があるという。また、人治に戻らないまでも、「徳」を強調して法に従わず、法治行政に逆行して法を軽視する現象が現れることを危惧している。したがって、両者は補いあうというよりは、むしろ矛盾しあう関係にあることが指摘されている。

一方、「以徳治国」を擁護する論調の要旨は次のとおりである<sup>3</sup>。中国は道徳を重んじる国家であり、歴史上中国の儒家は「徳治」を強調し、系統的な徳治思想体系が形成された。確かに徳治思想は中国封建社会のニーズに合致し、歴史的には人治の色彩が強かったが、第16回党大会が提出した「徳治」は、為政者個人の徳に託すのではなく、人民に奉仕するための中心的な道徳規範として人民の意志を体現するものであり、人治となることはない。また、道徳は法律が代替できない特殊な効用を備えており、両者は相互補完関係にある。法律は国家機関の強制力に依拠しているが、法規範が社会生活において機能するためには道徳的義務の自覚を前提とする。それに対して道徳規範には強制力はなく、社会の風俗習慣、世論および内心の信念の力に訴える。法があってもこれに依らず、法の執行が厳格でない現象が起き

---

<sup>3</sup> 「認真貫徹實施“以徳治国”方略，大力加強思想道徳建設」(<http://njdj.longhoo.net/dj80/ca52450.htm>, access date 02/11/19); 「如何把“以徳治国”的思想落到實處」(<http://njdj.longhoo.net/dj80/ca54905.htm>, access date 02/11/19); 「法律規範与道徳規範」[『光明日報』轉載記事](<http://njdj.longhoo.net/dj80/ca52441.htm>, access date 02/11/19) など。

ていることの根本的な原因は道徳上の問題であり、したがって法規範は道徳の支持を必要としている。

#### 4. 小結

第16回党大会は、江澤民報告を受け、共産党規約の改正を決議した。改正では、「三つの代表」の重要思想および小康社会の全面的建設の奮闘目標と合わせて、社会主義物質文明・政治文明および精神文明の協調的發展を推進し、法に依って国を治め、社会主義法治国家を建設し、「依法治国」と「以德治国」を結合することが中国の特色ある社会主義実践のなかで得た重大な成果として新たに書き加えられた。これにより江澤民の提出した考えは、「三つの代表」の重要思想と並んで共産党規約へ昇華することになり、将来憲法改正が実施されれば憲法規定に盛り込まれる可能性も否定できなくなった。

## 第2節 司法改革

### 1. 司法改革の推進

司法改革は人民法院レベルにおいては徐々に実施されていたが、党大会で初めて言及されたのは第15回党大会においてである。しかし、同大会では「司法改革を推進し、司法機関が法に基づいて独立公正に裁判権と検察権を行使することを制度上保証し、冤罪事件・誤判事件の責任追究制を確立する」とのみ規定されていた。今大会ではこれが拡充され、「政治建設および政治体制改革」の見出しの下に「司法改革の推進」という独立した項目が設けられ、次のように規定された。すなわち、「社会主義司法制度は社会全体における公平と正義の実現を保障しなければならない。公正な司法と厳格な法の執行の要求に従って、司法機関の機構設置・職権区分および管理制度を完全にし、権限・責任が明確で、相互に協力し、相互に制約し、効率が高い司法体制をいっそう健全化する。裁判機関と検察機関が法に基づいて独立公正に裁判権と検察権を行使することを制度上保証する。訴訟手続きを完全にし、公民と法人の合法的な権益を保障する。確実に「執行難」の問題を解決する。司法機関の活動メカニズムと財物管理体制を改革し、徐々に司法裁判・検察と司法行政事務の相互分離を実現する。司法活動に対する監督を強化し、司法領域に

おける腐敗を処罰する。政治的にしっかりし、業務に精通し、勤務態度が良好で、公正に法を執行する司法の隊列を整備する。」

## 2. 司法改革の必要性

最高人民法院は人民法院改革を司法改革の重要な構成部分であると位置づけ、1999年10月20日に「人民法院五年改革綱要」(以下、「綱要」)を制定した。「綱要」は、計画経済体制から市場経済体制に向けた転換過程において社会経済関係の変化や利益構造の調整などが起こり、これによって人民法院に提起される訴訟件数が大幅に上昇し、新しい類型の事件も増加してきたとする。しかし、人民法院の管理体制および裁判メカニズムが状況の変化に対応できずにいるために、大量の訴訟を公正かつ適時に処理することが困難であり、以下のような深刻な問題が存在すると指摘している。すなわち、(1) 地方保護主義の蔓延によって社会主義法制の統一と権威に深刻な危害が与えられていること。一部の地方では自らの利益に駆られて地元で有利な判決を下すなどの地方保護主義が発生しているが、現行の人民法院管理体制は地方政府が当地の人民法院の人事・財政を掌握する形となっているため、その克服が困難となっている。(2) 拝金主義などの思想による腐敗現象や不公平な裁判が共産党および国家の威信を毀損していること。現行の裁判官管理体制では、裁判官全体の素質を専門職として要求されている水準に向上させることは困難である。(3) 裁判運営に行政管理的手法を用いることは、裁判運営の性質に合わず、公正・効率を求める人民法院としての機能・役割に深刻な影響を及ぼしていること。(4) 財政難および設備の遅れによって裁判活動が制約されていること、などである。こうした状況から、「綱要」は人民法院改革を断行し、法律に基づく独立・公正な裁判メカニズムを確立することによってのみ社会主義市場経済の発展および民主法制建設の要求に応えることができるとしている。

## 3. 司法改革の総体目標

人民法院改革の総体目標は次のとおりである。すなわち、(1) 社会主義市場経済の発展および社会主義法治国家確立の要求に基づいて、人民法院の組織体系を整

---

<sup>4</sup> 法的効力の発生した裁判所の判決や裁定が、地方保護主義の影響や執行体制の不備などによって執行できないという現象。

えること、(2) 独立性、公正さ、公開度、効率性、廉潔さをさらに改善し、優れた裁判メカニズムを運営すること、(3) 科学的な裁判官管理制度の下、高度な素質をもつ裁判官集団を作り上げること、(4) 人民法院の裁判機能の履行を保障する経費管理体制を確立すること、(5) 中国の特色を有する社会主義司法制度を確立すること、である。これに基づいて「綱要」は当面5カ年の基本任務および具体的目標を定めている。これらはいずれも短期の改革目標であり、重大な深層構造の改革については、理論研究を行って順次実施すると述べるにとどまっている。重大な深層構造の改革の課題として例示されているのは、(1) 人民法院組織体系の改革、(2) 人民法院幹部および裁判官管理体制の改革、(3) 人民法院経費管理体制の改革などであり、いずれも司法の独立という根本問題にかかわるものである。

#### 4. 小結

進行中の司法改革について、第16回党大会では二つの新たな展開があったと言える。第一は、社会における公平と正義の実現を社会主義司法制度の目的に据え、司法制度が果たすべき役割が明示されたことである。従来は独立した公正な裁判制度の確立のみが強調されてきたが、これによって司法改革の大きな方向が示された。第二は、財物管理体制を改革し、人民法院と司法行政事務を徐々に分離する方針が示されたことである。現行では地方政府が人民法院の人事・財政を掌握する形となっているため司法の独立を阻害し、地方保護主義の温床となっていたが、党大会で分離する方針が示されたことで後回しにされていた経費管理体制など深層構造の改革が進展する可能性が出てきた。

### 第3節 裁判官制度の改革

#### 1. 裁判官の現状

中国は長年にわたって人民法院内部から裁判官を選任する方式を採ってきた。書記官はその職に一定年限従事すると裁判官助手に昇進し、裁判官助手は数年すると裁判官に任命される制度になっていた。しかも、従来は法律の訓練や学習をしたことがない政府幹部、退役軍人、労働者が裁判官になることも多く、法的知識がないまま裁判長になることも可能であったことが指摘されている(王利明

[ 2000 35 ]<sup>5</sup>。特に、人事上のポストの問題を解決するために、共産党や政府の幹部が司法部門に転任し、院長などの要職に就くことがしばしばあった（崔敏 [ 1999 502 ]）。現在も、基層人民法院の裁判官の出身母体の半数以上は退役軍人であり、次に多いのが他の政府部門からの異動者であり、正規の大学の卒業生は10%未満であるとされる<sup>6</sup>。裁判官の学歴については、すでに裁判官の90%以上は「大専」（短期大学相当）以上であるとされているが、このうち一般大学の法学部を卒業した者は10%に満たず、ほとんどの場合は裁判官となった後に法律业余大学で取得した「大専」であると推測されている<sup>7</sup>。

司法の問題、例えば司法の不公平・不公正、低効率、腐敗などはすべて直接または間接的に裁判官の「資質」と関係している<sup>8</sup>。つまり、独立した公正な裁判制度の確立も社会における公平と正義の実現も、結局は裁判の担い手である裁判官の「資質」の問題に帰結するのである（宇田川 [ 2001 39 ]）。したがって、裁判の担い手である裁判官に関する諸改革は司法改革の前提条件であり、裁判官改革が成功するか否かが司法改革の鍵を握っているといえる（宇田川 [ 2001 49 ]）。人民法院は、裁判官採用ルート改革、裁判官の資格要件の厳格化、裁判官の養成などの諸措置をとってきたが、このうち以下では裁判官の資格要件の厳格化と統一された国家司法試験について見ることにする。

## 2. 裁判官の資格要件

裁判官の資格について、当初1979年の人民法院組織法は、（1）選挙権と被選挙権を有する満23歳以上の公民であることと、（2）政治的権利を剥奪されていないことのみを要件としており、（3）法律の専門知識を備えていることが要件に加えられたのは、1983年になってからである（第34条）。

---

<sup>5</sup> 法院の任務が主として犯罪を取り締まる刑事事件にあり、政治的な「正しさ」が要求され、法的専門知識が要求されなかったこと、法制度が整備されていなかったため、裁判官に法的スキルを要求する必要がなかったことなどが原因として挙げられる（宇田川 [ 2001 40 ]）。

<sup>6</sup> 「法官再造 司法考試打造職業門檻」（CAIJING MAGAZINE on China Online, <http://www.caijing.com.cn/mag/preview.aspx?ArtID=1023>, access date 02/10/04）。

<sup>7</sup> 法律业余大学は、法学教育を受けていない裁判官に対して基本的な法学知識の習得と「大専」の学歴を取得させることを目的に設立され、その卒業証書は法律が規定する学歴の要求を満たさせるためだけのものであって、最も価値がないとされている（蘇力 [ 2000 328 ]）。

<sup>8</sup> 信春鷹「国家司法考試需要相応制度支持」（[http://www.legaldaily.com.cn/gb/content/2002-02/16/content\\_32028.htm](http://www.legaldaily.com.cn/gb/content/2002-02/16/content_32028.htm), access date 02/11/19）。

裁判官制度の重大な改革として1995年に制定された裁判官法は、裁判官になるための要件を明確化し、さらに任免、懲戒、辞職、免職についての規定を設けた。同法は、従来裁判官を含め共産党や政府の職員などすべてが国家幹部と呼ばれ、同一の人事管理方式にあったものを改め、裁判官と国家公務員の人事を分けることを意図している（周道鸞 [1996 37]）。現行の裁判官法第9条が規定する裁判官の資格要件は次のとおりである。すなわち、（1）中国国籍を有すること、（2）満23歳以上であること、（3）中国憲法を擁護すること、（4）良好な政治・業務上の素質および良好な品行を有すること、（5）身体が健康であること、（6）大学または高等専門学校の法律専攻の本科（4年制大学相当）を卒業し、もしくは法律専攻以外の本科を卒業して法律専門知識を有する場合は、2年以上法律業務に従事した経験を有すること。このうち高級人民法院または最高人民法院の裁判官を担当する者は、法律業務に3年以上従事していること。法学修士号または法学博士号あるいは法律以外の修士号または博士号を取得し法律知識を有する場合は、法律業務に1年以上従事した経験を有すること。このうち高級人民法院または最高人民法院の裁判官を担当する者は、法律業務に2年以上従事していること、である。ただし、学歴条件を満足することが困難な地方に対しては、一定期間の条件緩和が認められている<sup>9</sup>。また、初めて任官する裁判官は、才徳兼備の基準により、国家の統一司法試験に合格して資格を取得した者のなかから、裁判官の資格要件を具備する優秀な者を選抜するものとされた（第12条）。

上記の学歴条件は、実は統一司法試験の実施に向けて先立って行われた2001年の裁判官法改正において若干厳しく変更されている。旧第9条では「大学または高等専門学校の法律専攻を卒業し、もしくは法律専攻以外の専攻を卒業して法律専門知識を有する場合は、2年以上の職歴があること。法学士の学位を有する場合は1年以上の職歴を有すること。ただし、法学修士号または法学博士号を有する場合は、職歴の制限を受けない」と規定されていた。これが改正により引き上げられ、裁判官となるための学歴条件は「大専」（短期大学相当）から「本科」（4年制大学相当）卒業となった。

<sup>9</sup> 学歴条件を緩和される地域は、（1）各省・自治区・直轄市所轄の自治県（旗）、各自治区所轄の県（旗）、各自治州所轄の県、（2）国務院が認定した国家脱貧困開発事業の重点県および（3）チベット自治区所轄の市・地区・県級市などであり、当面2002年1月1日から2006年12月31日までの間、適用される。

### 3. 国家司法試験

それぞれ別々に実施されてきた裁判官、検察官、弁護士の試験が「国家司法試験」として統一され、第1回目の試験が2002年3月に実施された。「国家司法考試実施辦法（試行）」によると、国家司法試験は国家が統一的に組織する特定の法律職に従事するための資格試験であり、初めて任官する裁判官・検察官および弁護士資格取得のためには必ず本試験に合格しなければならないことになった（第2条）。受験に必要な学歴は改正後の「裁判官法」、「検察官法」および「弁護士法」の規定に基づき（第13条（4））、大学などの法律専攻の本科卒以上あるいはその他の専攻の本科以上の学歴で法律専門知識を具備している者と定められた。ただし、最高人民法院・最高人民検察院・司法部の三者がそれぞれ制定した裁判官・検察官の任用および弁護士資格取得の学歴条件緩和に関する原則に基づいて、上述の学歴条件の適用が確かに困難であると司法部が承認した地方は、一定期間において法律専攻の高等専門学校（短期大学相当）卒業に学歴が緩和される。なお、合格者の定員と合格基準点は、司法部が最高人民法院と最高人民検察院と相談した上で公布される（第15条）。

国家司法試験の内容は、理論法学、応用法学、現行法律規定、法律実務および法律職業道徳を含み、次の4つの試験問題に分けて出題される。すなわち、（1）総合知識：法理学、憲法、経済法、国際法、国際私法、国際経済法、法律職業道徳と職業責任、（2）刑事と行政法律制度：刑法、刑事訴訟法、行政法と行政訴訟法、（3）民商事法律制度：民法、商法、民事訴訟法（仲裁制度を含む）（4）実例（案例分析）分析、である。（1）から（3）は選択問題であり、（4）の実例分析は論述問題である。

2002年3月に実施された第1回国家司法試験には36万0751人が受験を申請した。このうち、40歳以下は計34万余人で総数の95.1%、25歳以下は40%であった。受験者の学歴は、大学または高等専門学校で法律を専攻した卒業生が29万人余りで全体の81.4%であったが、高等専門学校卒業の「大専」（短期大学相当）取得者が全体の半数以上を占めた。なかには博士号および修士号取得者も6346人いた。受験者のうち、人民法院、人民検察院、国家機関およびその他の法律サービス業に勤務している者は全体44%、約16万人であった。試験は全国1万2860の会場で実施され、実際には31万人余りが受験した。試験実施後、合格ラインは一般240点、学歴条件を緩和された地域では235点と発表され、合格率は約7%で2万4千

人余りが合格した。

#### 4. 小結

国家司法試験は、これまで行われてきた司法改革のなかで最も重要な成果の一つであると評価されている。入り口段階で選抜の条件を高めておくことにより、今後任官される裁判官の資質が向上することになり、裁判官、検察官、弁護士の三者の水準が一定となることで司法に対する信頼が高まっていくことが期待される。しかし、現職裁判官のうち裁判官法の求める学歴条件や国家司法試験の基準に満たない者の処遇をどうするか課題が残っている。最高人民法院も彼らを整理するとはしているが、現実には人材の欠如と制度的な惰性によって進んでいない。特に、裁判所幹部の中には他の機関からの人事異動によって裁判官になった者など法律の知識を十分に備えていない者も多く、そうした裁判所幹部が行政的な思考と手法を取り続けた場合、国家司法試験の導入も予期した効果を上げることはできない。

#### おわりに

第16回党大会は司法政策として、第15回党大会が打ち出した「法に依って国を治め、社会主義法治国家を建設する」という方針を確認し、司法の課題を整理する形で独立した項を設けて司法改革について言及した。しかし、同時に「法治」と「徳治」を同列に語るなど、法意識が希薄なのではないかと疑われる部分が存在する。これらの文言の挿入は、直接には江澤民が退任にあたって自分の足跡を少しでも残そうとした表れであるが、そもそも党中央には法的素養のある者がほとんど存在しないことにも起因する。中国はWTOの加盟にあたって法制度の透明化や司法審査の厳格化などを要請されており、文字通り法治国家の建設とそれに向けた司法改革が緊要となっている。改革の鍵を握っているのは裁判官の資質の向上であり、部分的には国家司法試験の導入などで改善することが期待されるが、効果が現れるには司法改革に対する党中央の決断と長い時間が必要とされるだろう。

(小林昌之)

## 参考文献

### 日本語文献

- 宇田川幸則 [ 2001 ] 「中国における司法制度改革 裁判官制度改革と「裁判官の独立」を中心に」  
(『社会体制と法』第 2 号 pp 39-53).
- 小林昌之・今泉慎也編 [ 2002 ] 『アジア諸国の司法改革』経済協力シリーズ(法律)第198号、日本貿易振興会アジア経済研究所.

### 中国語文献

- 王利明 [ 2000 ] 『司法改革研究』法律出版社.
- 最高人民法院研究室編 [ 2000 ] 『人民法院五年改革綱要』人民法院出版社.
- 崔敏 [ 1999 ] 「改革司法体制 實現依法治国」(劉海年・李林・張広興 『依法治国与廉政建設』中国法制出版社 pp 495-505).
- 周道鸞 [ 1996 ] 「法官法 現行法官制度的重大改革」(『訴訟法学・司法制度』(複印報刊資料) 1996 年第 6 期所収).
- 蘇力 [ 2000 ] 『送法下郷 中国基層司法制度研究』中国政法大学出版社.